

副 本

平成25年(ワ)第515号 損害賠償請求事件(国賠)

原 告 遠藤行雄 ほか19名

被 告 国 ほか1名

第6準備書面

平成26年5月9日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告国訴訟代理人弁護士

樋渡利美 

被告国指定代理人

岩崎慎 

岩名勝彦 

寺岡拓也 

千葉健一 

杉山典子 

多賀井満理 

篠原智仁 

林周作 

長澤範幸 

南部崇徳 

稻玉祐 

木上寛子 

山田一哉 

加藤 玲磨	
後藤 宏喜	
深津 輝彦	
内藤 武夫	
氏家 一真	
鶴園 孝夫	
武田 龍夫	
泉雄 大	
依田 圭司	
堀口 晋	
松原 崇弘	
青山 大介	
新垣 琢磨	
伊藤 彩菜	
鈎持 尚太	
山形 浩史	
村田 真一	
足立 恭二	
荒川 一郎	
忠内 嶽大	
小林 勝	

渡邊桂一	
牧野祐也	
桐原大輔	
石井大貴	
神野可奈子	
高木駿平	
佐々木光太郎	
上田洋二	
河原圭	
白石雅人	
梅原徹也	
上田宣孝	

第1 はじめに	1
1 原告らの本件設置等許可処分の違法性の主張に対する反論の要旨	1
2 原告らの規制権限不行使の違法性に関する主張に対する反論の要旨	2
第2 福島第一発電所事故後の専門機関の見解等に基づく原告らの主張や、本件設置等許可処分後に策定された審査基準の瑕疵を指摘する原告らの主張が失当であること	3
1 原子炉設置許可処分に係る国賠法上の違法性判断枠組み	3
2 福島第一発電所事故後の専門機関の見解等に基づく原告らの主張が失当であること	4
3 調査審議に用いられていない審査基準の瑕疵を指摘する原告らの主張が失当であること	5
第3 福島第一発電所事故における事故原因と関わりのない事由によって、本件設置等許可処分が国賠法上違法であるとする原告らの主張が失当であること	6
第4 本件設置等許可処分当時の科学的、専門技術的知見に照らし、原告らが主張するような過誤、欠落があるとは認められず、本件設置等許可処分における安全審査に不合理な点はないこと	8
1 基本設計ないし基本的設計方針に係る安全確保対策の体系	8
2 安全審査の対象である基本設計ないし基本的設計方針の意義	10
3 本件設置等許可処分は、同処分当時における科学的、専門技術的知見の下で、適正に行われており、原告らが主張するような過誤、欠落は認められず、不合理な点はないこと	12
第5 本件における規制権限不行使の違法性判断枠組みについての原告らの主張に対する反論	28
1 原告らの主張	28
2 筑豊じん肺最高裁判決等は、規制権限行使の目的のみから行政庁の裁量を	

否定するような規範を定立しておらず、本件における違法性は、行政庁に専門技術的裁量が認められることを前提に判断されるべきこと	29
3 規制権限不行使の違法性判断に当たり、本件各判決は、一定の要件を定立してその充足の有無により違法性の有無を判断するとの立場を採用しておらず、権限不行使の前後にわたる一切の事情が考慮されるべきこと	30
4 被告国は二次的かつ補完的責任を負うにすぎないこと	31
5 まとめ	35

被告国は、本準備書面において、原告ら第9準備書面における本件設置等許可処分の違法に係る主張並びに原告ら第10及び第11準備書面における規制権限の不行使の違法に係る主張に対し、必要な範囲で反論する。

なお、略語は本準備書面に新たに定義するもののほか、従前の例による。

参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第1 はじめに

1 原告らの本件設置等許可処分の違法性の主張に対する反論の要旨

原告らは、本件設置等許可処分の安全審査の対象は「安全確保の観点から広く解釈されるべき」ところ（原告ら第9準備書面第2の1(2)・9～11ページ）、昭和45年安全設計審査指針には「单一故障指針」を設けることによって「共通原因故障をもたらす外的要因（自然現象）を考慮していない」誤りがあり（同第2の3(2)・15～17ページ）、「安全機能重要度分類指針」や「耐震設計審査指針」には「外部電源系」の重要度を低く分類した瑕疵があること（同第2の4(2)・18～20ページ）、また、本件設置等許可処分における安全審査は、「全電源喪失事故の検討が欠落」し（同第2の4・17～21ページ）、敷地の岩盤が比較的脆弱であるなど立地が不適格で（同第2の5・21、22ページ）、耐震設計審査が不十分である（同第2の6・22、23ページ）等の過誤、欠落があることから、本件設置等許可処分は国賠法上違法であるとし、その根拠として、福島第一発電所事故後における調査機関や専門機関等の指摘や見解等を挙げている（同第2の3(2)エ・16ページ、同4(2)ウ・19、20ページ等）。

しかし、被告国第1準備書面第3の2(2)ウ（10、11ページ）のとおり、内閣総理大臣が本件設置等許可処分を行ったことが国賠法上違法と評価されるためには、処分当時の科学的、専門技術的知見に照らし、原子力委員会又は原子炉安全専門審査会（以下「原子力委員会等」という。）における調査

審議に用いられた具体的審査基準に看過し難い不合理な点があり、あるいは、原子力委員会等の行った調査審議の過程及び判断に看過し難い過誤、欠落があり、内閣総理大臣の判断がこれに依拠してされたと認められることが必要である。したがって、福島第一発電所事故後における専門機関の見解等に基づき審査基準の瑕疵や審査過程の過誤、欠落を指摘する原告らの主張は失当である。また、福島第一発電所1号機から3号機の設置（変更）許可処分当時には存在しなかった昭和45年安全設計審査指針、本件設置等許可処分後に策定された「安全機能重要度分類指針」及び「耐震設計審査指針」は、いずれも本件設置等許可処分の調査審議に用いられていないから、上記指針等に瑕疵があるとして本件設置等許可処分が国賠法上違法であるとする原告らの主張は失当である（後記第2）。

また、本件では、本件地震に伴う津波による全交流電源喪失が原因となって発生した福島第一発電所事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係において、内閣総理大臣が行った本件設置等許可処分について職務上の義務違背の有無が問われているのであるから、原告らが過誤、欠落として主張する事項のうち、敷地の岩盤の脆弱性等の事由は、およそ事故原因との関わりを認め難いから、本件設置等許可処分の国賠法上の違法を基礎づける事情とはなり得ない（後記第3）。

したがって、原告らの上記主張は、いずれも明らかに失当であるが、この点をおき、原告らが過誤、欠落として指摘する事由を個別に検討してみても、いずれも本件設置等許可処分当時の科学的、専門技術的知見に照らし、内閣総理大臣の判断に不合理な点があったことを裏付けるようなものではないから、本件設置等許可処分が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはない（後記第4）。

2 原告らの規制権限不行使の違法性に関する主張に対する反論の要旨

原告らは、筑豊じん肺最高裁判決等においては、クロロキン最高裁判決等

と異なり、行政庁の有する「裁量」の存在は問題とされていないとした上で、本件について、行政庁の「作為義務の導出にあたっては、①被害法益の性質、重大性、②被害の予見可能性、③被害の結果回避可能性、容易性、④規制権限行使への期待可能性という各要件に沿って判断されるべき」であると主張するとともに（原告ら第10準備書面12～14ページ），被告国の立場は二次的後見的（補完的）責任にとどまらない旨主張する（同15～17ページ）。

しかしながら、被告国第3準備書面で述べたとおり、原告らの挙げている最高裁判決は、同じ判断枠組みによったもので、いずれも行政庁の裁量を認めている点でも共通している上、規制権限不行使に基づく国の損害賠償責任は、加害者（事業者）の一次的かつ最終的な責任を前提とした国の二次的かつ補完的な責任が問題とされる構造を本質的に有するものであるし、原子力利用に関する各種法令の規定からも、原子炉の利用及び安全確保については事業者に一次的責任があり、被告国は二次的責任を負うにとどまることが明らかであるから、原告らの上記主張は誤りである（後記第5）。

以下、詳述する。

第2 福島第一発電所事故後の専門機関の見解等に基づく原告らの主張や、本件設置等許可処分後に策定された審査基準の瑕疵を指摘する原告らの主張が失当であること

1 原子炉設置許可処分に係る国賠法上の違法性判断枠組み

国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい、行為規範違背を内容とするから、その法的義務違背の有無については、当該職務行為をした時点を基準として判断される（被告国第1準備書面第2の1・2、3ページ）。

その職務上の法的義務の具体的な内容は、対象となる行政行為の内容及び性質に応じて検討されるべきところ、本件設置等許可処分当時の炉規法は、原子炉設置許可処分について、①具体的な安全審査の基準あるいは判断基準の策定と、②炉規法24条1項各号所定の要件該当性の認定判断について、原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断に委ねるものと解される。このことに照らせば、本件設置等許可処分が国賠法上違法と評価されるのは、処分当時の科学的、専門技術的知見に照らし、原子力委員会等における調査審議に用いられた具体的審査基準に看過し難い不合理な点があり、あるいは、原子力委員会等の行った調査審議の過程及び判断に看過し難い過誤、欠落があり、内閣総理大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合に限られる（同第3の2・5～11ページ）。このような過誤、欠落等は、請求原因事実である違法を基礎づける根拠事実であるから、その主張立証責任は、本件設置等許可処分が違法であるとして損害賠償を求める原告らが負担する（国賠法1条1項にいう「違法」の立証責任が原告にあることについて、井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇（平成5年度）114ページ）。

2 福島第一発電所事故後の専門機関の見解等に基づく原告らの主張が失当であること

原告らは、国会事故調査報告書が「『安全審査指針類は、その内容が不適正であり、今まで十分に原子炉の安全が確保されてこなかったことが明らかになった』と結論づけ、その代表例として单一故障指針の問題を上げている。」とし、これをもって昭和45年安全審査指針の誤りであると主張し（原告ら第9準備書面15、16ページ）、原子力安全委員会原子力安全基準・指針専門部会安全設計審査指針等検討小委員会の平成24年3月14日付け「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」に「外部電源系は、現行の重要度分

類指針においては、異常発生防止系のクラス3（P S - 3）に分類され、一般産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することのみ求められており、今般の事故を踏まえれば、高い水準の信頼性の維持、向上に取り組むことが望まれる」とあることをもって、「安全機能重要度分類指針の分類には瑕疵があることを認めた」と主張する（同19、20ページ）など、随所において、国会事故調査報告書における指摘や、福島第一発電所事故後に示された専門機関や専門家の見解等を引用し、これらに基づき本件設置等許可処分の安全審査における審査基準や調査審議を論難している。

これら原告らが引用する見解等は、いずれも日本国内で観測された過去最大規模の本件地震及びこれに伴う津波が発生し、福島第一発電所事故が発生したという本件設置等許可処分後の事情を踏まえた調査、研究等により得られた見解であり、本件設置等許可処分後の新たな科学的知識、専門的知見というべきものである。

しかるに、国賠法1条1項にいう「違法」は、国民の権利利益を侵害する行為をすることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違背である。したがって、その「違法」の有無は、当該職務行為の時点を基準として、当時の科学的、専門技術的知見に照らして判断されるべきものであり、当該職務行為がなされた後の事情により得られた新たな科学的、専門技術的知見に基づき、遡って当該職務行為を行った公務員によよそ遵守することを期待できない行為規範（職務上の義務）を課し、その義務違背を問うて国に賠償責任を負わせることは法の予定するところでない。

そのため、福島第一発電所事故後の専門機関の見解等に基づき本件設置等許可処分が国賠法上違法であるとする原告らの主張は失当である。

3 調査審議に用いられていない審査基準の瑕疵を指摘する原告らの主張が失当であること

原告らは、「昭和45年安全設計審査指針」、「安全機能重要度分類指針」、

「耐震設計審査指針」には誤り、瑕疵があるとしており（原告ら第9準備書面14～20ページ），これらが本件設置等許可処分の国賠法上の違法を基礎づけると主張するようである。

しかしながら、福島第一発電所1号機から3号機について設置（変更）許可処分がされたのは昭和41年から昭和45年1月23日であり、同4号機について設置（変更）許可処分がされたのは昭和47年である（被告国第1準備書面12ページ）。これに対し、昭和45年安全設計審査指針が原子力委員会において了承されたのは3号機の設置（変更）許可処分後の昭和45年4月23日（同13ページ），原子力安全委員会が発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針を決定したのは平成2年8月30日（丙ハ第39号証），原子力委員会が発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（以下「耐震設計審査指針」という。）を決定したのは昭和53年9月29日（その後の改訂経過は被告国第4準備書面24，28ページ）である。

すなわち、昭和45年安全設計審査指針は、1号機から3号機の設置許可処分後に策定され、これらの処分における安全審査には用いられておらず、また、上記「安全機能重要度分類指針」や「耐震設計審査指針」は、本件設置等許可処分後に策定され、いずれの安全審査にも用いられていない。

したがって、本件設置等許可処分の調査審議に用いられていない審査基準の内容をもって、本件設置等許可処分の国賠法上の違法が基礎づけられるものではなく、調査審議に用いられていない審査基準の誤り、瑕疵を指摘する原告らの主張は、失当である。

第3 福島第一発電所事故における事故原因と関わりのない事由によって、本件設置等許可処分が国賠法上違法であるとする原告らの主張が失当であること

原告らは、原告ら第9準備書面において、本件設置等許可処分の安全審査

における審査基準や調査審議の過程の過誤、欠落として、種々の事由を主張しているところ、その中にはおよそ福島第一発電所事故における事故原因とは関わりがないと解されるものも含まれている。

本件設置等許可処分の国賠法上の違法性の有無の判断に当たっては、福島第一発電所事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係において、内閣総理大臣が本件設置等許可処分を行うに当たりいかなる職務上の法的義務を負担していたかを検討することになるが、その際には、原告らの主張に係る損害は当該職務上の法的義務違反によって生じたものであるか否かがまず問われなければならない。なぜなら、当該職務上の法的義務違反によって原告らの主張に係る損害が生じたということができない場合には、当該職務上の法的義務違反は被告国の国賠法上の責任を導くことはなく、当該設置等許可処分の国賠法上の違法を基礎づける事情とはなり得ないからである。

本件において、原告らは、内閣総理大臣による本件設置等許可処分その他の違法な公権力の行使又は不行使により、本件地震に伴う津波による全交流電源喪失を原因として福島第一発電所事故が発生したことによって損害を受けたとして、被告国に対し国賠法1条1項に基づく賠償を請求しているのである。したがって、およそ津波に対する安全対策と関わりのない事項に係る安全審査の内容については、それが福島第一発電所事故の発生に直接影響を与えるものでないから、このような事故原因と関わりのない事項に対する安全対策に係る事由によって本件設置等許可処分が国賠法上違法であるとの原告らの主張は、失当である。

そのため、本件設置等許可処分における安全審査の過誤、欠落として原告らが主張する事由のうち、福島第一発電所の敷地の岩盤が比較的脆弱であるにもかかわらず、十分な耐力を有すると評価されたことから判断の妥当性が疑われる旨の主張（原告ら第9準備書面21、22ページ）、福島第一発電所事故後に地下水の原子炉建屋内への流入によって汚染水が増えている事実

をもって、軟弱地盤で地下水量の多い土地に原子力施設を建てること自体に大きな問題があった旨の主張（同22ページ）及び事故想定における放射線量の解析に問題がある旨の主張（同23ページ）は、福島第一発電所事故の事故原因、津波に対する安全対策とはおよそ関わりがないと解される事由に係るものであるから、本件設置等許可処分の国賠法上の違法を基礎づける事情とはなり得ないものとして失当である。

第4 本件設置等許可処分当時の科学的、専門技術的知見に照らし、原告らが主張するような過誤、欠落があるとは認められず、本件設置等許可処分における安全審査に不合理な点はないこと

1 基本設計ないし基本的設計方針に係る安全確保対策の体系

被告国第1準備書面第3の3(1)（11、12ページ）において述べたとおり、炉規法における安全規制においては、分野別安全規制、段階的安全規制が採用されており、原子炉設置許可の段階における安全審査では、基本設計ないし基本的設計方針の妥当性が審査されるものである。そして、本件設置等許可処分当時の炉規法の規定の下における基本設計ないし基本的設計方針に係る安全確保対策の体系は以下のとおりであり、これらの考え方は基本的に今日においても変わっておらず、一般的に妥当性を有するものである。

(1) 炉規法24条1項4号の規定する原子炉施設の安全の確保とは、その文言上、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることを意味するのは明らかである。したがって、そこで想定されている原子炉施設の潜在的危険性とは放射性物質に関わる危険である。

すなわち、原子炉施設の位置、構造及び設備について、「災害の防止上支障がない」ものとして、放射性物質の有する潜在的危険性を顕在化させないための対策が適切に講じられていることが安全審査の対象である。こ

のため、安全審査において、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針について確認すべき事項は、①原子炉施設の平常運転によって放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化しないように、平常運転時における被ばく低減対策を適切に講じていること及び②原子炉施設において事故が発生することにより放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化しないように、自然的立地条件との関係も含めた事故防止対策を適切に講じていることである。この事故防止対策とは、原子炉施設を取り巻く自然的立地条件に万全の配慮をした上、いわゆる多重防護の考え方に基づき、原子炉の運転の際に異常状態が発生することを可及的に防止することはもちろんのこと、仮に異常状態が発生したとしても、それが拡大したり、更には放射性物質を環境に異常に放出するおそれのある事態にまで発展することを極力防止するとともに、仮にそのような事態が発生した場合においてもなお、放射性物質の環境への異常放出という結果が防止され公共の安全が確保されるよう、その基本設計ないし基本的設計方針において、所要の事故防止対策を講じることである。

これら2点が確認されることにより、設置等許可処分の申請があった原子炉施設の位置、構造及び設備がその基本設計ないし基本的設計方針において、原子炉等による災害の防止上支障がないものであり、炉規法24条1項4号の要件に適合することが確認される。

(2) また、安全審査においては、上記①及び②の対策が講じられていることを確認するだけではなく、申請者の実施した①の平常時における被ばく低減対策に係る被ばく線量評価及び②の事故防止対策に係る解析評価（以下「事故解析評価」という。）の妥当性をも併せて確認する。この事故解析評価は、申請者において、通常運転状態を超えるような異常な事態をえて想定し、そのような事態においても、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針において事故防止対策のために考慮された機器系統などの

設計が妥当であることを念のため確認するものである。安全審査において、このような事故解析評価の妥当性についても審査するのは、原子炉施設が放射性物質を有しているという点を考慮し、念には念を入れるという考え方に基づくものである。

(3) さらに、安全審査においては、このようにして平常時における被ばく低減対策及び事故防止対策による安全性確保を確認し、事故解析評価の結果、安全防護設備等の基本設計ないし基本的設計方針の総合的な妥当性が確認されていることを前提に、さらに念には念を入れた安全性の確認をするべく、放射性物質から放出される放射線は、たとえ放射線を減衰させるための物的障壁が存しなくても、離隔によって十分減衰し得るものであることに鑑み、災害評価として、当該原子炉が、その安全防護設備との関連において十分に公衆から離れているとの立地条件を満たすものであるかについても審査される。この原子炉の公衆との離隔に係る立地条件の適否については、環境に放射性物質が放出されるような事故をあえて想定した上、その事故による公衆の被ばく線量を計算、評価し、これを基礎に判断する方法が採用されており、昭和39年原子炉立地審査指針への適合性の評価は、この災害評価を審査するものである。

2 安全審査の対象である基本設計ないし基本的設計方針の意義

(1) そもそも基本設計ないし基本的設計方針という概念は、炉規法の法文上定義されたものではなく、工学的分野における設計において一般的に認められた概念である。ここでいう基本設計ないし基本的設計方針とは、原子炉施設の安全性に係る設計の基本的考え方をいい、これは、本件設置等許可処分當時における炉規法23条2項、原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）1条（昭和35年総理府令第54号による改正後の1条の2）の定める原子炉設置許可申請書に記載すべき事項などから客観的に把握し得るものである。

(2) 基本設計ないし基本的設計方針は、後続の詳細設計等に対して指針を示し枠組みを与えるものであるが、具体的な個々の原子炉の安全審査において、上記の基本設計ないし基本的設計方針として、いかなる事項をいかなる程度まで審査すべきかは、対象となる設備等の災害防止上の位置づけ、安全審査時点における技術的知見、当該設備等の他の産業における利用実績等の事情によって異なり得る。そして、被告国第1準備書面第3の2(1)(5~9ページ)で述べたとおり、具体的な安全審査の基準あるいは判断基準の策定について処分行政庁に専門技術的裁量が認められることに照らせば、基本設計ないし基本的設計方針としていかなる事項をいかなる程度まで審査すべきかの具体的な判別についても、処分行政庁の専門技術的な見地からの合理的な判断に委ねられているというべきである。

この点につき、まず最高裁平成4年判決は、「規制法（引用者注：炉規法）の規制の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である」とし、「原子炉設置の許可は、原子炉の設置、運転に関する一連の規制の最初に行われる重要な行政処分であり、原子炉設置許可の段階で当該原子炉の基本設計における安全性が確認されることは、後続の各規制の当然の前提となるものであるから、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象の範囲を右のように解したからといって、右安全審査の意義、重要性を何ら減ずるものではない。右と同旨の見解に立って、固体廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法並びに温排水の熱による影響等にかかる事項を、原子炉設置許可の段階の安全審査の対象にはならないものとした原審の判断は正当としては認することができ」と判示している。さらに、その後の最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決・民集59巻4号671ページにおい

ても、「規制法 24 条 2 項の趣旨が、同条 1 項 3 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び 4 号所定の基準の適合性について、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力安全委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねるものであることにかんがみると、どのような事項が原子炉設置の許可の段階における安全審査の対象となるべき当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかる事項に該当するのかという点も、上記の基準の適合性に関する判断を構成するものとして、同様に原子力安全委員会の意見を十分に尊重して行う主務大臣の合理的な判断にゆだねられていると解される。」とされているところである。

(3) これに対し、原告らは、基本設計や基本的設計方針の安全性に関わる事項の「意義・範囲・内容については、この最高裁判決（引用者注：最高裁平成 4 年判決）によっても明確にされていない。広くも狭くも解釈できる」とした上、「安全確保の観点から広く解釈されるべき」であり、「『基本設計』において原発の基本的安全性に関する事項を厳格に網羅しておくことが法的に要請されている」（原告ら第 9 準備書面 9～11 ページ）と主張する。しかしながら、このような解釈は、上記基本設計ないし基本的設計方針に係る工学上の概念や、法令の定めを離れ、かつ、この点に係る処分行政庁の専門技術的裁量を否定して、独自の観点から安全審査の対象を定めるに等しく、上記各最高裁判例に反する誤った見解というほかない。

3 本件設置等許可処分は、同処分当時における科学的、専門技術的知見の下で、適正に行われており、原告らが主張するような過誤、欠落は認められず、不合理な点はないこと

本件設置等許可処分における安全審査に用いられた指針の内容や、調査審議の過程は、被告国第 1 準備書面第 3 の 3（11～20 ページ）で述べたとおりであり、その安全審査に当たっては、原子力委員会に置かれた原子炉安

全専門審査会において、原子力及び関連分野における科学的、専門技術的知見に精通した学識経験者等の審査委員により、幅広くかつ詳細な調査審議がされた。内閣総理大臣による本件設置等許可処分は、この調査審議の結果を踏まえた原子力委員会の答申を尊重して行われたものであり、当時の科学的、専門技術的知見に照らし、原子力委員会等における調査審議に用いられた具体的な審査基準に看過し難い不合理な点があるとはいえず、原子力委員会等の行った調査審議の過程及び判断に看過し難い過誤、欠落があるともいえない。そのため、原子力委員会等の科学的、専門技術的な意見を基にしてされた内閣総理大臣の判断に不合理な点はなく、本件設置等許可処分が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはない。

原告らが原告ら第9準備書面において、本件設置等許可処分の過誤、欠落として主張する事由は、以下に述べるとおり、いずれも前提事実や評価等を誤り、本件設置等許可処分当時における科学的、専門技術的知見に照らし、安全審査の過誤、欠落等として本件設置等許可処分の国賠法上の違法を基礎づけるような事情と認めることはできないから、これら事由に基づく原告らの主張は失当である。

(1) 自然的立地条件に係る安全審査を批判する原告らの主張が失当であること

ア 原告らの主張

原告らは、本件設置等許可処分における安全審査につき、福島第一発電所の地盤について「岩盤としては比較的脆弱であるにもかかわらず、十分な耐力を有するとされているのであり、判断の妥当性を疑わせて」おり、耐震設計についての審査も不十分であった（原告ら第9準備書面22ページ）などと主張して、自然的立地条件に係る安全審査を批判するが、以下に述べるとおり、本件設置等許可処分における自然的立地条件の安全審査に不合理な点はなく、原告らの主張は失当である。

イ 本件設置等許可処分における自然的立地条件の安全審査に不合理な点はないこと

(ア) 原子炉施設の自然的立地条件に係る安全性とは、原子炉施設の位置、構造及び設備が、その自然的立地条件との関連において、原子炉等による災害の防止上支障がないものとして設置されることである。そして、原子炉設置等許可処分の安全審査において、自然的立地条件に係る安全性についての判断は、その自然的立地条件に対応して、申請に係る原子炉施設が、その基本設計ないし基本的設計方針の点において、工学的、技術的に安全なものとして設計、建設されるかを総合的な審査に基づいて確認するものである。

具体的には、まず、自然的立地条件のうち原子炉施設の地盤については、①原子炉施設の地盤が原子炉施設に損傷を与えるような地すべり等を発生させるおそれがないかどうか、②原子炉施設の地盤のうち、原子炉施設の支持地盤がその施設を支持する上で必要な地耐力（地盤がどの程度の荷重に耐えられるか、また、地盤の沈下に対して抵抗力がどのくらいあるかを示す指標）を有するかどうか等、地盤に係る条件が原子炉施設における大きな事故の誘因とならないかどうかを審査する。

次に、耐震上の考慮としては、原子炉施設は、原則として剛構造とし、重要な建物、建築物は直接岩盤に支持されていること、原子炉施設を含む全ての施設は、安全上の重要度に従って、建物、構造物と、機器、配管類とを分けて耐震設計が行われることとの審査の方針に従い、以下の点を審査する。すなわち、①原子炉敷地周辺における地震活動が適切に評価されているかどうか、②これらの地震が原子炉敷地に及ぼすと考えられる影響を吟味した上で、原子炉の敷地基盤における地震動が余裕をもって設定されているかどうか、③そして、当該原

子炉施設につき、地震動に基づき、工学的、技術的見地からみて、余裕のある耐震設計が講じられるものかどうか等、地震及びこれに伴う事象が当該原子炉施設における大きな事故の誘因とならない十分な耐震性を有しているかどうかを審査するものであった。

(1) そして、本件設置等許可処分の各安全審査においても、以上の見地から、自然的立地条件について以下のとおり審査されており、当時の科学的、専門技術的知見に照らし、その判断に不合理な点は認められない。

まず、1号機の設置許可申請に対する審査については、被告国第1準備書面第3の3(5)ア(16, 17ページ)のとおりであり、原子炉安全専門審査会における調査審議において、地盤については、原子炉建屋等の主要建物は泥岩層に直接設置され、この泥岩層の岩質は堅硬で支持地盤として十分な耐力を有すること（丙ハ第3号証「I 審査内容」「1. 1 立地条件」「(2) 地質」），地震については、過去の記録によると、福島県近辺は、会津付近を除いて全国的に見ても地震活動性の低い地域の一つであり；特に原子炉敷地付近は地震による被害を受けたことがないこと（同「(5) 地震」）などがそれぞれ指摘されている。

また、2号機から4号機における原子炉敷地付近の地質及び地震活動からみた立地条件は、1号機設置時と変わるものではなく、加えて2号機及び3号機については「増設される原子炉施設の支持地盤は、試掘横坑を掘削して精査した結果、支持地盤として十分な耐力を有するものであること」も確認され（丙ハ第4号証及び同5号証「1. 1 立地条件」），4号機についても「1, 2, 3号炉の際の試掘横坑による各種試験に加え、追加ボーリング調査を実施し、その結果支持地盤として十分な耐力を有するものであることが確認されている」（丙

ハ第6号証「1. 1 立地条件」)。

(ウ) 以上のとおり、本件設置等許可処分の安全審査においては、自然的立地条件のうち地盤及び地震について、科学的、専門技術的知見を有する各分野の専門家を擁する原子炉安全専門審査会において、地質調査結果や地震被害に関する過去の記録等の資料に基づき、科学的かつ専門技術的な調査審議を経て安全性が確認されており、その審査の過程及び判断に当時の知見に照らして不合理な点は認められない。

ウ 地盤に関する原告らの主張が失当であること

原告らは、福島第一発電所の主要建物が設置された岩盤の性質について、原子炉安全専門審査会報告書（丙ハ第3号証）に「この泥岩層は、比較的粗粒で部分的に黒雲母などを含有しているが、岩質は堅硬で、支持地盤として十分な耐力を有する」と記載されていることをもって、「岩盤としては比較的脆弱であるにもかかわらず、十分な耐力を有するとされているのであり、判断の妥当性を疑わせている」と主張し（原告ら第9準備書面21, 22ページ）、福島第一発電所事故後に地下水の原子炉建屋内への流入によって汚染水が増えている事実をもって、「軟弱地盤で地下水量の多い土地に原子力施設を建てるということ自体に大きな問題があった」とも主張する（同22ページ）。

しかし、前記第3で述べたとおり、これら原告らが主張する岩盤や地下水に関する事情は、およそ福島第一発電所事故の事故原因との関わりが認められないものであるから、本件設置等許可処分の国賠法上の違法を基礎づける事情とはなり得ない。

この点をおくとしても、原告らが「岩盤としては比較的脆弱」、「軟弱地盤」と主張する科学的な根拠は何ら示されておらず、このような主張をもって調査審議及び判断の過程における看過し難い過誤、欠落と評価し得ないことも明らかである。

エ 耐震設計に関する原告らの主張が失当であること

原告らは、「外部電源については、耐震重要度分類に問題があった」（原告ら第9準備書面4ページ）、「『耐震設計』においては、設備や機器ごとに重要度分類がなされているが、電源については低い重要度分類とされていたことの問題」があり（同7ページ），国会事故調査報告書において福島第一発電所の耐震性が敦賀原子力発電所と比べて相当低い旨の批判をされたなどとして本件設置等許可処分における耐震設計審査が不十分であったとし（同22，23ページ），また，耐震設計審査指針につき「電源関係の施設は、もっとも耐震強度が低い設計が許容されるCクラスに分類されている」（同19ページ）として，これを審査基準の瑕疵として問題にするようである。

しかし，そもそも，福島第一発電所事故後における調査結果が記載された国会事故調査報告書に基づく主張や，本件設置等許可処分後に策定され，同処分における安全審査に用いられていない耐震設計審査指針に瑕疵がある旨の主張は，前記第2のとおり，本件設置等許可処分の国賠法上の違法を基礎づけるものではなく，失当である。

これらの点をおくとしても，耐震設計については，当該原子炉施設の敷地地盤や敷地付近の過去に記録された地震被害等の個別の立地条件等により異なるものであるから，福島第一発電所とは全く異なる場所に設置された敦賀原子力発電所における耐震設計との単純な比較に何ら意味はなく，その比較により福島第一発電所の耐震性に問題があるとする原告らの主張には科学的根拠がない。

また，上記のとおり，原告らは「外部電源」の耐震重要度分類に問題があったと主張するが，炉規法24条1項4号に基づく安全審査の対象となるのは「外部電源系」であり，「外部電源」ではない。「外部電源系」とは，外部電源（電力系統又は主発電機）からの電力を原子炉施設に供

給するための一連の設備をいい、「外部電源」は、原子炉施設の位置、構造及び設備のいずれにも該当しないため、炉規法に基づく安全審査の対象外である。

仮に、原告らの主張する「外部電源」とは「外部電源系」を指すものと解したとしても、原告らの主張は、次のとおり、昭和45年安全設計審査指針を正解しないものであり、失当である。すなわち、具体的には、被告国第1準備書面第3の3(5)(16~20ページ)で述べたとおり、福島第一発電所1号機から3号機の設置等許可処分における安全審査においては、「2. 11 耐震上の考慮」において、全ての施設について、安全上の重要度に従って、A_s, A, B及びCの4種のクラスに分類され、それに応じて耐震設計が行われたものであり、外部電源系の耐震基準は、Cクラスとされていたものの、非常用電源設備の耐震基準は、Aクラスに分類されていた(丙ハ第40号証添付資料8・8-15-(6)ページ「第15. 1-1表」)。そして、被告国第1準備書面第3の3(4)(14~16ページ)で述べたとおり、昭和45年安全設計審査指針(丙ハ第2号証)は、「2. 3 耐震設計」において、安全上の重要度に応じて、A, B及びCの3種のクラスに分類し、外部電源系については、地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響の観点からは相対的に重要性は低いので、Cクラスとされていたものの、一般的な産業施設と同等の安全性が求められている。一方、この観点から交流電源の供給について重要なのは非常用電源設備であり、非常用電源設備については安全上の重要度の最も高いAクラスに分類することを求めていた。そして、Aクラスの機器・配管類については、運転時の応力と地震力による応力を加え合わせた場合について、応力集中および材料の弾性・塑性等を考慮した解析により耐震設計が行われることを確認することとされていた(丙ハ第6号証「2. 11 耐震上の考慮」)。福島第一発

電所4号機の安全審査はこの昭和45年安全設計審査指針を用いて行われている。このような重要度分類に基づく耐震設計が行われることを前提として、昭和45年安全設計審査指針の指針7は、非常用電源設備の設計上の要件として、「单一動的機器の故障を仮定しても、工学的安全施設（引用者注：「原子炉施設の破損や故障等に起因して、燃料の溶融や大量の放射性物質の拡散の可能性がある場合に、これらを抑制もしくは防止するための機能を備えるよう設計された設備」昭和45年安全設計審査指針III 1 (3)）や安全保護系（引用者注：「異常状態を検知し、それを防止あるいは抑制するために、安全保護動作を起させるよう設計された設備、および事故状態を検知し、必要な工学的安全施設の作動を開始させるよう設計された設備」同(2)）等の安全上重要かつ必須の設備が、所定の機能を果たすに十分な能力を有するもので、独立性および重複性を備えた設計であること」を求めている。さらに、これに関連するものとして、同指針3が、炉心設計に関する要件として、全外部電源喪失等の「予想される運転上の過渡状態を含む、平常運転時に燃料の許容損傷限界を超えることなくその機能を果たし得る設計であること」を求め、指針4が計測制御設備に関する要件として、「安全保護系は、駆動源の喪失、系の遮断等の不利な状況になっても最終的に安全な状態に落着くような設計であること」（「4. 3 安全保護系(4)」）を求めている。このように、重要度分類においては安全上の重要度の低いCクラスとされていた外部電源系により供給されるはずの外部電源が全て喪失してもなお電源が確保されるようにするために、非常用電源設備については、耐震安全重要度の最も高いAクラスとし、かつ、その独立性及び重複性を確保することなどを設計要件として規定することにより、原子炉施設の事故防止対策を確保することとしていたのである。

原告らの主張は、昭和45年安全設計審査指針が、以上のような電源

喪失を発生させないための設計上の要求に係る規定を置いていたことを正解せず、単に外部電源系の耐震重要度分類がCクラスとされていたことのみを殊更に論難するものであるから、科学的根拠を欠き失当というほかない。實際にも、福島第一発電所の1号機から4号機における非常用電源設備は、本件設置等許可処分の安全審査において、耐震上の考慮としてAクラスに分類された上、耐震設計上安全であると判断されたものであって、当時の知見に照らし、設計上、電源設備について耐震安全性の判断に不合理な点はなく、原告らの主張は失当である。

(2) 安全審査において「外的要因（自然現象）を考慮していない」誤りがある旨の原告らの主張が失当であること

ア 原告らは、昭和45年安全設計審査指針は、アメリカ原子力委員会による昭和42年の原子力発電所一般指針の定義にならい、「单一故障」を「单一の故障に起因して、所定の機能が失われることをいい、单一の事象に起因して必然的におこる多重故障も含む」と定義したが（原告ら第9準備書面12ページ），これは内部事象たる機器の故障を指し、外部事象、自然現象は含まれていないため、「敷地の自然条件に対する設計上の考慮」において「安全上重要かつ必須の系及び機器は、その敷地及び周辺地域において、過去の記録を参考して予測される自然条件のうち最も過酷と思われる自然力と事故荷重を加えた力に対し、当該設備の機能が保持できるような設計であること」とされているが、「单一故障指針をもうけることによって、『事故条件と自然現象との適切な組み合わせ』を考えることをやめてしまった」のであり、「安全審査では共通原因故障をもたらす外的要因（自然現象）を考慮していない」（原告ら第9準備書面14～16ページ）と主張する。

イ しかし、そもそも、前記第3のとおり、福島第一発電所1号機から3号機の設置等許可処分当時は昭和45年安全設計審査指針は存在せず、

同指針は、これらの処分の調査審議に用いられたものではないから、その瑕疵を指摘して同処分に国賠法上の違法があるとする原告らの主張は、同1号機から3号機との関係では失当である。

ウ また、調査審議に当たり、昭和45年安全設計審査指針が用いられた同4号機の設置等許可処分との関係に限ってみても、原告らの主張は、前記1、2で述べた基本設計ないし基本的設計方針に係る安全確保対策の体系及び安全審査の対象に係る理解を欠くものであって失当である。すなわち、昭和45年安全設計指針において单一故障の仮定に基づく事故解析評価を要求しているのは、以下に詳述するとおり、まず、地震などの敷地の自然条件に対する設計上の考慮を含めた事故防止対策が基本設計ないし基本的設計方針において執られていることを確認した上で、更に、念を入れるとの趣旨で、安全保護設備等の設計の総合的な妥当性を確認するためであり、原告らが主張するように、单一故障指針を設けることで、事故条件と自然現象との適切な組み合わせを考えることをやめたというものではない。

そもそも、原子炉の設置許可の段階において審査の対象となる基本設計ないし基本的設計方針の安全に関する事項とは、原子炉施設の安全性に係る設計の基本的考え方をいい、その設計上、①平常運転時における被ばく低減対策及び②自然的立地条件との関係も含めた事故防止対策が適切に講じられているか否かを確認することにより、炉規法24条1項4号の要件適合性の有無を判断している。その上で、安全審査においては、念には念を入れるという考え方に基づき、安全保護設備等の設計の総合的な妥当性の解析評価（事故解析）を行い、当該解析評価により、通常運転状態を超えるような異常な事態においても、基本設計ないし基本的設計方針において事故防止対策のために考慮された重要機器（冷却材流量喪失事故における再循環ポンプ等）の機器系統などの設計が妥当

であるか否かを判断しているのである。

昭和45年安全設計審査指針もこのような安全確保対策の体系を前提としている。すなわち、敷地の自然条件に対する設計上の考慮について定める同指針「2. 2 敷地の自然条件に対する設計上の考慮」や耐震設計について定める同指針「2. 3 耐震設計」においては、外部事象に対する防護設計による安全性を確認することが求められている。具体的には、「2. 2」において、「(1)当該設備の故障が、安全上重大な事故の直接原因となる可能性のある系および機器は、その敷地および周辺地域において過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力に耐え得るような設計であること。(2)安全上重大な事故が発生したとした場合、あるいは確実に原子炉を停止しなければならない場合のごとく、事故による結果を軽減もしくは抑制するために安全上重要かつ必須の系および機器は、その敷地および周辺地域において、過去の記録を参照にして予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力と事故荷重を加えた力に対し、当該設備の機能が保持できるような設計であること」(丙ハ第2号証「2. 2」)を求めている。また、「2. 3 耐震設計」において、「原子炉施設は、その系および機器が地震により機能の喪失や破損を起こした場合の安全上の影響を考慮して重要度により適切に耐震設計上の区分がなされ、それぞれ重要度に応じた適切な設計であること」を定め(同「2. 3」)，地震などの敷地の自然条件に対する設計上の要求をし、これにより外部事象に対する防護設計による安全性を確認している。

そして、昭和45年安全設計審査指針が用いられた4号機の調査審議においては、「構築物の耐震設計は、基盤における最大加速度が少なくとも 0.18 g (引用者注: g は標準重力加速度の単位。 1 g は 980.665 ガル)の地震波により動的解析を行なって求められる水平震度な

らびに建築基準法に示された水平震度（中略）の3倍を下回らない値によって行なわれ」、「垂直震度は、建物・構築物の高さ方向に一定とし、それらの基礎底面における水平震度の1／2を下回らない値」によって行われた上で、「運転時の応力と地震力による応力を加え合わせた場合について、応力集中および材料の弾性・塑性等を考慮した解析」が行われていることも審査している（丙ハ第6号証「2.11 耐震上の考慮」）。

以上のような敷地の自然条件に対する設計上の考慮を含めた事故防止対策の妥当性を確認した上で、さらに、念には念を入れるという考え方に基づき、昭和45年安全設計審査指針においては、重要機器（電源喪失事故におけるディーゼル発電機等）の事故解析評価として、安全保護系、非常用電源設備などの重要な安全設備などについては、单一故障の仮定をしてもその安全機能を損なわない設計であることを要求している（丙ハ第2号証「4.3 安全保護系」「7 非常用電源設備」）。これらによって、「その系を構成するいかなる機器またはチャンネルの单一故障」が起こっても「保護機能を失なう結果にならないよう」求め、「駆動源の喪失、系の遮断等の不利な状況になっても最終的に安全な状態に落着くような設計であること」等を求めている。すなわち、单一故障の仮定をおいた事故解析評価は、外部事象に対する安全性が確保されていることを前提とした上で、念には念を入れた安全性の確認を行うものであって、单一故障の仮定は、あえて異常状態が発生した場合を想定した事故解析評価に用いるものである。

このように、昭和45年安全設計審査指針は、上記自然現象に対する設計上の要求に基づき、外部事象に対する防護設計及び事故防止対策が基本設計ないし基本的設計方針において執られていることを確認し、その上で、安全保護設備等の設計の総合的な妥当性を念のために事故解析評価により確認することを求めている。このように、单一故障の仮定に

基づき行う事故解析評価は、地震等の自然現象を原因とする原子炉施設への影響に対する安全性を確認した上で、別途、安全保護設備等の設計の総合的な妥当性を念のため確認することを目的に行うことが求められたものであるから、このような目的のために行う事故解析評価において、既に考慮された地震等の自然現象による原子炉施設への影響を改めて考慮する必要はないとする考え方である。本件設置等許可処分においては、このような安全確保体系に基づき、専門分野についての見識を有する専門家によって構成される原子炉安全専門審査会によって原子炉施設の設置（変更）に係る安全性が十分確保し得ると認められたものであり、上記の安全確保体系は、工学上も、一般に妥当性を有するものであって、もとより本件設置等許可処分当時の知見に照らし、不合理な点はない。

したがって、昭和45年安全設計審査指針においては、地震などの敷地の自然条件に対する安全性を確認した上で、更に単一故障の仮定に基づく事故解析評価を要求しているのであり、もとより原告らが主張するように「単一故障指針をもうけることによって、『事故条件と自然現象との適切な組み合わせ』を考えることをやめてしまった」ものではない。この点に係る原告らの上記主張は、炉規法が採用する安全確保対策の体系及びその内容を正解していない誤った批判であり、失当である。

エ 現実の安全審査を見ても、福島第一発電所4号機の安全審査（丙ハ第6号証）においては、「1. 1 立地条件」や「2. 1 1 耐震上の考慮」において、動的解析等による耐震防護設計の妥当性の確認を含めた自然的立地条件に対する設計上の考慮が妥当であることを確認し、「3. 平常運転時の被ばく評価」につき審査した上で、「4. 各種事故の検討」において、申請者の解析評価（丙ハ第41号証）に基づき詳細な検討を加え、「運転時における単一機器の故障、あるいは、運転員の単一誤操作により引き起される過渡変化と機器の破損等によって引き起こされる

事故とに分けて検討した結果、これらの事故について、それぞれ次のような対策が講じられており、安全性は確保しうるものであると認める。」と評価している。すなわち、自然的立地条件に対する防護設計を含めた事故防止対策の妥当性を確認し、平常運転時の被ばく評価により敷地周辺の公衆に対して放射線障害を与えることはないことなどを確認した上、念のため、単一機器の故障等、あえて異常状態の発生を想定した場合の事故解析評価に基づき、そのそれについて、安全性が確保されたものであることが確認された安全保護設備等の設計の総合的な妥当性が判断されたもので、処分当時の科学的、専門技術的知見に照らし、その判断に不合理な点は認められない。

(3) 全電源喪失事故の検討が欠落している旨の原告らの主張が失当であること

ア 原告らは、福島第一発電所1号機の設置許可における安全審査について、原子炉安全専門審査会報告書（丙ハ第3号証）に、「電源喪失事故」につき「常用所内電源がすべて喪失した場合には、安全系も停電するので、原子炉はスクラムされる。その後の原子炉冷却は非常用復水器によって行われる。」とされていたのに、福島第一発電所事故の際、非常用復水器（I C）は「起動したものとの切り離されて奏功せず」、同2号機の安全審査について、原子炉安全専門審査会報告書（丙ハ第4号証）に、「電源喪失事故」につき「常用所内電源がすべて喪失した場合には、安全系も停電するので原子炉はスクラムされ、スクラム後の原子炉は、原子炉隔離時冷却系によって冷却される。」とされていたのに、福島第一発電所事故の際、原子炉隔離時冷却系（R C I C）は「起動し、運転を継続したが、3月14日に注水を停止し、その後に格納容器破損が生じた」として、これら福島第一発電所事故時の状況をもって、本件設置等許可処分の安全審査において、「全電源喪失事故の検討が欠落していた」

と主張するようである（原告ら第9準備書面17～21ページ）。また、原告らは、国会事故調査報告書において、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針においては、長時間にわたる全交流動力電源喪失を考慮する必要が無いものとされ、非常用交流電源設備の信頼度が十分に高ければ、設計上全交流動力電源喪失は想定しなくて良いものとされた」と指摘し、これをもって「安全指針自体の欠陥を指摘している」として、昭和45年安全設計審査指針に欠陥があるかのように主張する（原告ら第9準備書面21ページ）。

イ しかし、このような福島第一発電所事故の状況やこれを踏まえた調査報告における指摘をもって、直ちに本件設置等許可処分の国賠法上の違法を基礎づけることができないことは、前記第2のとおりであり、また、そもそも昭和45年安全設計審査指針に上記国会事故調査報告書が指摘する記載が定められたのは、本件設置等許可処分後のことであり、本件設置等許可処分当時において用いられた基準ではないから、その「欠陥」をもって国賠法上の違法を主張する原告らの主張も失当である。

これらの点をおくとしても、本件設置等許可処分における安全審査においては、通常の原子炉冷却機能が失われるような事故時においても、原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し得るように、非常用復水器（I C）や原子炉隔離時冷却系（R C I C）を設けることなどの安全対策が講じられていることを確認している（丙ハ第4～7号証「2. 8(1)」）。実際に事故が発生した際に備え、これら非常用復水器（I C）等を適切に起動・運転できるよう保守することは、本件設置等許可処分における安全審査の対象ではなく、専ら事業者に委ねられるべき事項であるから、福島第一発電所事故の際における非常用復水器（I C）や原子炉隔離時冷却系（R C I C）の作動・停止状況をもって、本件設置等許可処分の国賠法上の違法が基礎づけられるものではなく、原告らの主張は失当で

ある。

(4) 昭和39年原子炉立地審査指針及びそれを用いた本件設置等許可処分が不合理である旨の原告らの主張が失当であること

ア 昭和39年原子炉立地審査指針においては、被告国第1準備書面第3の3(3)(13, 14ページ)で述べたとおり、基本的目標として、重大事故の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと、仮想事故の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線障害を与えないこと、仮想事故の場合にも国民遺伝線量に対する影響が十分に小さいことを挙げ、「原子炉立地審査指針を適用する際に必要な暫定的な判断のめやす」として、原子炉から非居住区域等までの距離を判断する目安となる線量を定めていた。この点に関し、原告らは、「本件事故においては、福島第一原発の敷地境界における2011(平成23)年4月1日から2012(平成24)年3月31日までの1年間の積算線量で1番値が高かったモニタリングポストの線量は『0.956シーベルト』であり、立地審査指針の『0.25シーベルト』遙かに超えて」おり(原告ら第9準備書面24ページ)、本件設置等許可処分の安全審査においては、「放出量を少なくする仮定をおいた結果、敷地外において線量が最大となる原子炉から約1キロメートルにおける線量は、『めやす線量』よりも十分に小さい、と結論されたのである」(同25ページ)と主張し、「非居住区域や低人口地帯の設定の前提となる放射性物質の放出量は、これらの区域・地帯が原子炉施設の敷地内に収まるように逆算されていた疑いがある」との国会事故調査報告書における指摘を引用して(同ページ)、昭和39年原子炉立地審査指針及びこれに基づく安全審査の不合理性を主張するようである。

イ しかし、そもそも、前記第3のとおり、事故想定における放射線量の解析に関する事項は、およそ福島第一発電所事故の事故原因である津波

に対する安全対策との関わりが認められないものであるから、本件設置等許可処分の国賠法上の違法を基礎づける事情とはなり得ない。

また、原告らが引用する国会事故調査報告書における指摘は、飽くまで「疑いがある」とするにとどまり、そのような事実が客観的に科学的根拠をもって確認されたものではなく、このような指摘によって、本件設置等許可処分における安全審査に過誤、欠落があったと認められるものでもない。

したがって、原告らの上記主張は失当である。

(5) 小括

以上のとおり、原告らが本件設置等許可処分の過誤、欠落として主張するところはいずれも失当であり、本件設置等許可処分当時の科学的、専門的知見に照らし、同処分の安全審査に不合理な点は認められない。

第5 本件における規制権限不行使の違法性判断枠組みについての原告らの主張に対する反論

1 原告らの主張

原告らは、クロロキン最高裁判決等とは異なり、筑豊じん肺最高裁判決等においては、規制権限を付与した根拠法規が、生命、健康という不可侵の法益を直接保護することを主要な目的の一つとしている場合には「行政庁の有する『裁量』の存在を問題とせず、行政庁は『適時にかつ適切に』規制権限行使することが求められる」との規範を明示しており、本件にはこの規範が妥当とした上（原告ら第10準備書面6～13ページ）、行政庁の「作為義務の導出にあたっては、①被害法益の性質、重大性、②被害の予見可能性、③被害の結果回避可能性、容易性、④規制権限行使への期待可能性という各要件に沿って判断されるべき」であるとして、規制権限不行使の前後にわたる一切の事情を考慮すべきであるとの被告国の主張を批判するようであ

る（原告ら第10準備書面12～14ページ）。また、原告らは、本件における被告国の責任は、規制権限の性質からみても二次的後見的（補完的）責任にとどまらず、むしろ、被告国が原子力発電事業を推進してきたことから、被告国は一次的責任を負う立場にあるとも主張する（原告ら第10準備書面15～17ページ、原告ら第11準備書面）。

2 築豊じん肺最高裁判決等は、規制権限行使の目的のみから行政庁の裁量を否定するような規範を定立しておらず、本件における違法性は、行政庁に専門技術的裁量が認められることを前提に判断されるべきこと

原告らが「『裁量』の存在を問題とせず」という趣旨は必ずしも明らかではないが、これが、行政庁に規制権限を付与した根拠法規が国民の生命、健康を直接保護することを目的とする場合には、行政庁の裁量が否定されるという趣旨であれば、そのような主張が誤っていることは被告国第3準備書面第2の2（3～10ページ）で詳述したとおりである。筑豊じん肺最高裁判決等は、一定の権限行使の目的のみから規制権限の行使に当たる行政庁の裁量を否定するような規範を定立したものではなく、本件各判決は、いずれも規制権限の根拠となる法規や法令の内容、性質等に基づき行政庁に裁量が認められるか否かを検討している。

そして、被告国第1準備書面第4の2（26～28ページ）及び第5準備書面第4の2（54～57ページ）で述べたとおり、本件のような原子炉施設の安全性確保に関する技術基準適合命令等の規制権限の行使については、处分行政庁に専門技術的裁量が認められることが法令の定め等から明らかであるから、その権限不行使に係る国賠法上の違法性の有無は、行政庁に裁量があることを前提に判断されるべきである。

原告らは、筑豊じん肺最高裁判決が規制権限を、「適時にかつ適切に」行使すべきである旨判示したことを殊更強調し、この判示をもって行政庁の裁量を否定したものと解するようであるが、同判決の趣旨を誤解するものである。

規制権限を行使すべき態様、時期の判断が処分行政庁に委ねられている場合であっても、もとより専門技術的裁量の下において適切な時期に合理的な措置を執るべきことは法が当然に要求するところであって、筑豊じん肺最高裁判決における上記判示がこれを超えて行政庁の裁量を否定する趣旨のものと解することはできず、このことは、筑豊じん肺最高裁判決が、規制権限の存在から直ちに作為義務を認めるという立場を探らず、具体的な事情の下で規制権限の不行使が著しく合理性を欠くかどうかを判断していることからも明らかである。

3 規制権限不行使の違法性判断に当たり、本件各判決は、一定の要件を定立てその充足の有無により違法性の有無を判断するとの立場を採用しておらず、権限不行使の前後にわたる一切の事情が考慮されるべきこと

規制権限の不行使についての国賠法1条1項にいう違法性の有無は、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くかどうかが問われる問題であるところ、当該権限の不行使が問題とされる当時の状況は、個別の事案に応じて様々であるから、その違法性判断に当たり、原告らが主張するような一定の要件を定立て、これら要件の充足の有無のみをもって判断することは不可能である。本件各判決においても、このような立場は採用されておらず、個別の具体的な事情の下における総合的な判断がなされている（被告国第3準備書面第3・18～20ページ）。

そして、原告らが問題とする時期の前後において、原告らが行使すべきと主張する規制権限とは別に、行政庁において実際に講じた措置がある場合には、原告らが主張する規制権限の不行使が「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」と認められるか否かは、行政庁が当該措置に代えて、あるいは当該措置に加えて、原告らが主張する規制権限を行使しなかったことの不合理性が問われなければならない。

したがって、規制権限の不行使が「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」か否かは、権限不行使の前後にわたる一切の事情を考慮して判断すべきであり、その際、行政庁において実際に講じた措置がある場合には、その内容も考慮される必要がある。

4 被告国は二次的かつ補完的責任を負うにすぎないこと

(1) そもそも、規制権限不行使に基づく国の損害賠償責任は、国が直接の加害者（事業者）ではないものの、直接の加害者（事業者）に対して規制権限を適切に行使していれば国民に損害が発生することを防止できたにもかかわらず、その行使を怠ったことによる責任であるから、加害者（事業者）の一次的かつ最終的な責任を前提とした国の二次的かつ補完的な責任が問題とされる構造を本質的に有するものである（被告国第3準備書面16ページ）。

(2) 加えて、以下に述べるとおり、原子力利用に関する各種法令の規定からも、原子炉の利用及び安全確保については、事業者に一次的責任があり、被告国は二次的かつ補完的責任を負うにとどまることが明らかである。

すなわち、原子力基本法2条（平成24年法律第47号による改正前のもの。以下、この項においては断りのない限りいずれも平成14年から平成23年3月11日当時の規定）は、「原子力の研究、開発及び利用は、（中略）安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし（以下、略）」と規定しており、原子炉施設を設置するために許可を受けた者が原子力の平和利用及びその安全確保について、一次的な責任を負うことを明確にしている（丙ハ第10号証「原子力の安全に関する条約日本国第5回国別報告」56ページ）。

炉規法は、23条及び24条において、原子炉については、飽くまで「原子炉を設置しようとする者」がその位置、構造及び設備等を定め、申請書を提出し、主務大臣がこれを許可するという仕組みを採用しているのであ

り、このような許可の仕組みからも、その安全性について一次的責任を負うのは原子炉設置者であることが明らかである。なお、平成24年法律第47号による改正後の炉規法57条の9は、原子力事業者等の責務として、「製錬事業者、（中略）発電用原子炉設置者、（中略）は、この法律の規定に基づき、原子力施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。」と規定したが、かかる規定は、原子炉施設の安全性については、原子炉設置者が一次的責任を負うという従前の考え方を法文上も明確にしたものである。

電気事業法39条は、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と定め、一次的には、事業用電気工作物を設置する者に技術基準維持義務を課しており、本件規制権限の根拠規定である電気事業法40条は、「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」（ゴシック体は引用者）と規定しているのであり、同規定は飽くまで、同法39条によって事業者に課された技術基準維持義務が果たされないと規制権限を行使することができることを規定している。

さらに、原災法は、原子力事業者の責務として、「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講

する責務を有する。」（同法3条）と規定し、原子力事業者が原子力災害の発生の防止等に関し、必要な措置を講ずる責務があることを明らかにしている。一方、同法は、国の責務として、「主務大臣は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるよう、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。」（同法4条3項）と規定し、国が原子力事業者の原子力災害予防対策等について、指導・助言等の適切な措置を講すべき責務を定めている。このような同法の規定からも明らかかなとおり、同法は原子力災害の防止等については飽くまで原子力事業者が一次的な責任を負うことを前提としており、国の責務は原子力事業者による対策が円滑に行われるよう指導・助言等を行うという二次的な責任であることを明らかにしている。

以上のとおり、本件においても、一次的かつ最終的な責任を負うのは、福島第一発電所の設置・運営に当たっていた被告東電であり、被告国の規制権限不行使の責任は二次的かつ補完的なものにとどまる。規制権限の主体である国は、飽くまでも、事業者が行う活動について、当該規制権限を定めた法令の趣旨、目的や権限の性質等に照らして、保護されるべき被害者との関係において、危険な行為をそのまま放置することが著しく合理性を欠く場合に初めて規制権限行使することが義務付けられるというべきである。

この点、国会事故調査報告書（甲イ第1号証）534ページにおいても、福島第一発電所事故を踏まえ、「原子力法規制は、最新の技術的知見等に照らして適時に改定されることが望ましい。しかし、一定の手続きがあることから、実務上、かかる改定を即時に行なうことは難しく、また、かかる改定が行われない可能性も現実には存在する。他方、原子力法規制の実施

主体である原子力事業者は、法規制の有無にかかわらず、原子力発電所の安全を確保する義務に基づき、最新の技術的知見等につき迅速に対応することが可能である。この観点からも、最終的な原子力発電所の安全の確保は、事業者が負うべきである。」とした上、「原子力安全規制を含む原子力法規制全体において、原子力発電所の安全確保のための第一義的な責任が事業者にあることを明確にした法体系とすべきである。」と提言されているところである。

(3) これに対し、原告らは、被告国が原子力発電事業を積極的に推進してきたことをもって、被告国が一次的責任を負う立場にあることを明らかにするものとし（原告ら第10準備書面16、17ページ）、また、被告国は、このような立場に基づき原子炉等の安全性の確保に関して高度な注意義務を負うとも主張する（原告ら第10準備書面21ページ）。

しかし、被告国による原子力発電事業の推進として、原告らがるる主張する個々の事実関係及びその評価の当否はおくとして、このような原子力発電事業を推進してきたことをもって、そもそも責任構造や法令の定めから導かれるべき被告国の責任の本質が変わるものではなく、原告らの理論的根拠は不明である。危険責任の原理又は報償責任の原理からみても、福島第一発電所の建物及びその敷地は被告東電が所有しているのであるから事故発生の危険を管理していたのは被告東電であり、かつ、福島第一発電所の運転により利益を得ているのは被告東電であるからその運転によって生じた損害もまた被告東電に帰すると解すること、すなわち第一次的な責任は被告東電が負うと解することが法理に適うこととは明らかである。

原告らの主張は、筑豊じん肺最高裁判決において、国が「いわば国策として、強力に石炭増産政策を推進」してきた事情が指摘されていることを踏まえたものと解されるが、同判決は、このような事情をもって、国が一次的責任を負うことを判示したものではないし、また、このような事情か

ら直ちに国が高度な注意義務を負うことを認める判示もない。そもそも、同判決の事案は、規制権限の不行使が違法とされた昭和35年4月以前に「全有所見者の約30%，1万人を超える炭鉱労働者の有所見者が存在することなど、炭鉱労働者のじん肺り患の実情が相当深刻なものであることが明らかになっていた」というものであり、その深刻な事態の早期収束に向けた対策が問題とされた事案である。筑豊じん肺最高裁判決においては、このような被害の実情が深刻であるにもかかわらず、「いわば国策としての強力な石炭増産政策が推進されるなどしてきたのに」国のじん肺防止対策の実施状況が極めて不十分であったことが一事情として指摘されているのである。これに対し、本件では、将来の危険性予測が問題とされているのであり、根本的な違いがある。すなわち、本件は、規制権限の不行使が問題とされる平成14年ないし平成18年当時には、福島第一発電所に到来する津波の波高はコンピュータによるシミュレーション計算により算出された仮想のものがあつたにすぎず、しかもその計算された津波の波高は当該シミュレーションの時点で現実に発生していた津波の波高と比較して高く、その意味では安全側に立った津波の波高が想定されていた。また、津波による現実の被害はいまだ一切発生しておらず、その危険が切迫していたともいえない。したがって、被害の実情が現に深刻であった筑豊じん肺の判例をもって、全く事案の異なる本件における被告国の責任の性質や注意義務の程度が導かれるものとはいえない。

5 まとめ

以上のとおり、本件における規制権限不行使の違法性判断に当たっては、行政庁に専門技術的裁量があることを前提として、権限不行使の前後にわたる一切の事情を考慮した上、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるか否かを判断すべきであり、また、事業者の一次的かつ最終的な責任を踏まえた国の二次的かつ補完的な責任としての違法性

が問題とされるべきであるから、本件について、行政庁の作為義務が認められるか否かの判断に当たって前記1の①から④の各要件に沿って判断されるべきであり、被告国の立場は二次的後見的（補完的）責任にとどまらない旨の原告らの主張は失当である。

以 上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ペ ー ジ	備 考
訴状訂正申立書	平成25年5月2日付け訴状訂正申立書	答弁書	1	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	2	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	答弁書	2	
福島第一発電所事故 又は 本件事故	平成23年3月11日に相被告東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した放射能漏れ事故	答弁書	2	
国賠法	国家賠償法（昭和22年10月27日法律第125号）	答弁書	2	
ソ連	ソビエト連邦	答弁書	2	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）	答弁書	7	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）	答弁書	8	
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）	答弁書	9	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	11	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構（J N E S）	答弁書	12	
日本版評価尺度	原子力発電所事故・故障等評価尺度	答弁書	13	
新指針 又は 平成18年 耐震設計審	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年改訂後のもの）	答弁書	15	

査指針				
旧指針 又は 平成13年 耐震設計審 査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設 計審査指針（平成13年改訂後平 成18年改訂前のもの）	答弁書	15	
O. P.	小名浜港工事基準面（「Onahama P eil」）	答弁書	18	
本件地震	平成23年3月11日に発生した マグニチュード9.0の東北地方 太平洋沖地震	答弁書	18	
政府事故調 査中間報告 書	東京電力株式会社福島原子力発電 所における事故調査・検証委員会 作成の平成23年12月26日付 け「中間報告」	答弁書	19	
東電事故調 査最終報告 書	東京電力株式会社作成の平成24 年6月20日付け「福島原子力事 故調査報告書」	答弁書	19	
国会事故調 査委員会	国会における第三者機関による調 査委員会（東京電力福島原子力発 電所事故調査委員会）	答弁書	19	
国会事故調 査報告書	国会における第三者機関による調 査委員会（東京電力福島原子力発 電所事故調査委員会）が発表した 平成24年7月5日付け報告書	答弁書	19	
中間指針(第 一次追補)	東京電力株式会社福島第一、第二 原子力発電所事故による原子力損 害の範囲の判定等に関する中間指 針追補（自主的避難等に係る損害 について）（第一次追補）（平成 23年12月6日原子力損害賠償 紛争審査会決定）	答弁書	30	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二 原子力発電所事故による原子力損 害の範囲の判定等に関する中間指	答弁書	30	

	針（平成23年8月5日原子力損害賠償紛争審査会決定）			
円滑化会議	原子力損害賠償円滑化会議	答弁書	3 1	
バックチャックルール	新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について（平成18年9月20日原子力安全・保安院決定）	答弁書	3 8	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	答弁書	4 3	
最高裁平成4年判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決	答弁書	4 6	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	第1準備書面	2	
原告ら第2準備書面	2013（平成25）年7月12日付け第2準備書面（原子炉設置許可処分と国賠法1条1項の関係）	第1準備書面	5	
昭和39年原子炉立地審査指針	原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断のめやすについて（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	第1準備書面	1 3	
昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	第1準備書面	1 3	
重大事故	敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故	第1準備書面	1 4	

仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故	第1準備書面	1 4	
原告ら第1準備書面	2013（平成25）年7月12日付け第1準備書面（被告国の求釈明に対する回答）	第1準備書面	2 6	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術（土木学会原子力土木委員会）	第1準備書面	3 5	
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書面	3 6	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について (平成14年7月31日地震調査研究推進本部発表)	第1準備書面	3 7	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第1準備書面	4 2	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第1準備書面	4 2	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第1準備書面	4 2	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第1準備書面	4 2	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	第1準備書面	5 3	
訴えの変更申立書	2013（平成25）年10月2日付け訴えの変更申立書	第2準備書面	1	
原告ら第5準備書面	2013（平成25）年10月2日付け第5準備書面（規制権限不行使の違法性の判断枠組みと考慮要素等）	第3準備書面	1	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	第3準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号	第3準備書面	1	

	1032ページ			
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	第3準備書面	1	
本件各判決	宅建業者最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決、クロロキン最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第3準備書面	1	
クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	第3準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決	第3準備書面	1	
被告国への求釈明	2013(平成25)年10月18日付けの「被告国への求釈明」(規制権限不行使の違法性を判断する際の考慮要素について)と題する書面	第3準備書面	2	
宅建業法	宅地建物取引業法	第3準備書面	3	
水質二法	公共用海域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	第3準備書面	8	
その他の規制措置	日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	第3準備書面	12	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第4準備書面	5	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第4準備書面	7	
保安院	原子力安全・保安院	第4準備書面	11	
後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第4準備書面	14	
平成13年	平成13年3月29日に一部改訂	第4準備	23	

安全設計審査指針	がされた安全設計審査指針	書面		
原告ら第6準備書面	2013(平成25)年12月6日付け第6準備書面(津波・地震・シビアアクシデントに関する知見)	第5準備書面	1	
原告ら第7準備書面	2013(平成25)年12月11日付け第7準備書面(原子力法体系及び規制権限不行使)	第5準備書面	1	
延宝房総沖地震	1677年11月の房総沖の地震	第5準備書面	5	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来した津波	第5準備書面	19	
佐竹ほか(2008)	石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)	第5準備書面	21	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第5準備書面	22	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」	第5準備書面	23	
電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第5準備書面	55	
原子力委員会等	原子力委員会又は原子炉安全専門審査会	第6準備書面	1	
耐震設計審	発電用原子炉施設に関する耐震設	第6準備	6	

査指針	計審査指針	書面		
事故解析評価	事故防止対策に係る解析評価	第6準備 書面	9	